北谷町公園及びパークゴルフ場損傷等通報システム利用規約

令和6年12月16日 建設経済部長決裁

1 目的

北谷町公園及びパークゴルフ場損傷等通報システム(以下「本システム」という。)は、北谷町が管理する公園、緑地及びパークゴルフ場(以下「公園等」という。)の不具合に関する情報について、通報手段の選択肢を増やし、町民が通報しやすい環境を整えるとともに、本システムを通して町民との協働のまちづくりを推進します。

2 利用システム

LoGo フォーム(行政手続きのデジタル化に向けた総合プラットフォーム)

3 注意事項

本システムを利用するにあたっては、次に掲げる事項に注意してください。

- (1) 通報の内容が緊急の対応を要する場合には、本システムを利用することなく、北谷町役場 (09 8-936-1234) まで直接ご連絡ください。
- (2) この利用規約(「以下「本規約」という。」)は、本システムを利用するすべての方(以下「利用者という。)に適用されます。内容を確認し、同意した上でご利用ください。なお、本システムを利用することにより、本規約に同意したものとみなします。
- (3)本システムは、北谷町が管理する公園等を対象としており、国や県が管理する公園等に関する通報があった場合、北谷町で補修等の対応は行えません。ただし、管理者が特定できるものは、管理者へ情報提供を行います。
- (4) 北谷町が受信した通報内容及び対応状況については、適宜北谷町のホームページ上に公表する ことで、利用者への報告とします。利用者に対し、個別の回答は行いません。
- (5)業務時間外に通報いただいた情報については、翌開庁日以降の確認及び対応となります。
- (6) 損傷等の修繕は、緊急性や優先順位に応じて対応するため、対応までに時間を要する場合があります。また、北谷町が緊急度の低い通報内容と判断した場合は、経過観察を行い、直ちに対応を行わない場合があります。
- (7) 提供いただいた情報で現場確認が困難な場合は、対応できない場合があります。
- (8) 利用者から本システムに提供された画像等の情報は、北谷町が自由に利用することを利用者が許諾したものとみなします。
- (9) 北谷町の公園等は指定管理者が日常的な管理(修繕等含む)を行っていますので、通報内容は北谷町から指定管理者へ通知し、指定管理者にて対応することを基本とします。
- (10)写真データは人物等が特定できるものや、著作物、肖像権などを侵害するものが写り込んでいないものとしてください。撮影の際は周囲の状況を確認して安全を確保してください。
- (11) 個人のプライバシーを侵害又は侵害する恐れのある場所での撮影はできません。

撮影場所の例(ちゅらーゆ・北谷町健康トレーニングセンター・北谷公園水泳プール・更衣室・ トイレ・ビーチ等)

4 禁止事項

本システムを利用するにあたっては、次に掲げる事項の投稿を禁止します。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 著作権、商標権、肖像権など、北谷町又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動及びその他営利を目的とするもの
- (5) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とするもの
- (6) 虚偽又は事実と異なる情報等を通報するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (8) 利用者本人の個人情報
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (10) その他、北谷町が本システム運営上不適当であると判断したもの

5 免責事項

- (1) 本システムに通報された内容によって生じたすべての影響について、北谷町は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者が本システムを利用すること又は利用できなかったことで発生する損害について、北谷町は一切の責任を負いません。
- (3)本システムに関連して利用者間又は利用者と第三者間でトラブルが発生した場合について、北谷町は一切の責任を負いません。
- (4) 本システム利用に伴う通信費用は、利用者の負担になります。
- (5) 北谷町は、予告なく本システムの仕様及び本規約を変更することがあります。

6 お問い合せ・本システム管理者

北谷町 建設経済部 土木課 公園係

電話 098-936-1234

メール kouen@chatan.jp

以上